

# 第66期定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

尾家産業株式会社

## 目次

①主要な事業内容	1
②主要な事業所	1
③従業員の状況	2
④主要な借入先及び借入額	2
⑤その他企業集団の現況に関する重要な事項	2
⑥会社の株式に関する事項	3
⑦会社の新株予約権等に関する事項	4
⑧会社役員に関する事項	4
⑨会計監査人に関する事項	6
⑩業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況	7
⑪会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針	11
⑫連結貸借対照表	12
⑬連結損益計算書	13
⑭連結株主資本等変動計算書	14
⑮連結注記表	15
⑯貸借対照表	21
⑰損益計算書	22
⑱株主資本等変動計算書	23
⑲個別注記表	24
⑳連結計算書類に係る会計監査報告書	28
㉑計算書類に係る会計監査報告書	30
㉒監査役会の監査報告書	32

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無に関わらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

## 【主要な事業内容】（2026年3月31日現在）

当社グループは、ホテル・レストラン・居酒屋・事業所給食等の外食業態、病院・高齢者施設等のヘルスケアフード業態及びテイクアウト・デリバリー等の中食業態に対する食品卸売業を主な事業内容とし、更に物流及びシステム支援、キャッシュアンドキャリー店舗等の事業活動を展開しております。

その他、プライベートブランド商品（P B商品）の開発・販売も行っております。

## 【主要な事業所】（2026年3月31日現在）

### ①当社

[本 社] 大阪市北区豊崎六丁目11番27号

[支 店] 10支店

名称	所在地	名称	所在地
仙台支店	仙台市若林区	京都支店	京都府久世郡
東京支店	東京都大田区	阪南支店	大阪府貝塚市
神奈川支店	神奈川県厚木市	神戸支店	神戸市東灘区
名古屋支店	名古屋市守山区	広島支店	広島市西区
大阪支店	大阪府摂津市	福岡支店	福岡市博多区

[事業所・店舗他] 大阪府ほか29都道府県に38ヶ所  
支店・営業所・出張所・店舗の地域別分布

地区	支店	営業所 出張所	店舗	合計
北日本	1	5	—	6
関東	2	6	—	8
東海北陸	1	5	—	6
関西	4	7	3	14
中四国	1	5	—	6
九州	1	7	—	8
合計	10	35	3	48

### ②子会社

名称	所在地
寿屋商事株式会社	徳島市東沖洲2丁目66番地
ウェルユー・フード株式会社	茨城県土浦市西真鍋町1丁目32番地

(注) 寿屋商事株式会社については、2025年4月22日付で壽屋商事株式会社から商号変更しております。

## 【従業員の状況】（2026年3月31日現在）

### ①連結会社の状況

セグメントの名称	従業員数（名）
食品卸売事業及び倉庫業	873（155）
合計	873（155）

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### ②当社の状況

会社名	従業員数 （名）	平均年齢 （歳）	平均勤続年数 （年）	平均年間給与 （千円）	平均年間給与の対前 事業年度増減率 （%）
尾家産業(株)	832（155）	40.2	14.2	7,559	1.5

- （注） 1）従業員数は、当社から他社への出向者を除いた就業員数であります。  
2）従業員数は就業人員であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。  
3）平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

## 【主要な借入先及び借入額】（2026年3月31日現在）

### ①当社

金融機関からの借入金はありません。

### ②子会社

借入先	借入額
株式会社四国銀行	57百万円
株式会社阿波銀行	27百万円

## 【その他企業集団の現況に関する重要な事項】

該当事項はございません。

## 【会社の株式に関する事項】

### 1. 大株主（上位10名）（2026年3月31日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合 (%)
サンホーム共栄会	大阪市北区豊崎六丁目11番27号	1,039	12.52
三井住友信託銀行株式会社 (MSM3信託口)	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	799	9.63
尾家美津子	大阪府吹田市	431	5.19
尾家産業従業員持株会	大阪市北区豊崎六丁目11番27号	321	3.86
株式会社オイエコーポレーション	大阪府吹田市高野台五丁目4番8号	299	3.61
三井住友信託銀行株式会社 (信託口 甲26号)	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	246	2.97
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山二丁目5番1号	206	2.48
三井住友信託銀行株式会社 (信託口 甲27号)	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	169	2.03
尾家啓二	大阪府吹田市	168	2.03
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	164	1.98
計	—	3,846	46.33

(注) 1) 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する割合であります。

2) 当社は、自己株式 954,396株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

3) 持株数は千株未満を、持株比率は小数点第2位未満を、それぞれ切り捨てて表示しております。

### 2. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、また、監査役については、上記の目的に加えて、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与することも目的として、取締役（非常勤社外取締役を除く。）及び監査役（非常勤社外監査役を除く。）を対象に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

当事業年度は、取締役（非常勤社外取締役を除く。）4名に対し、5,959株、監査役（非常勤社外監査役を除く。）1名に対し、799株を交付しております。

### 3. その他株式に関する重要な事項

- (1) 発行可能株式総数 22,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,300,604株（自己株式954,396株を除く）
- (3) 株主数 10,323名
- (4) 株式の分割及び募集株式の発行等の状況  
該当事項はございません。

## 【会社の新株予約権等に関する事項】

該当事項はございません。

## 【会社役員に関する事項】

### 1.取締役及び監査役の重要な兼職の状況

区分	氏名	兼職先	兼職内容
取締役	田 辺 彰 子	田辺彰子公認会計士事務所 御堂筋監査法人 小野薬品工業株式会社 株式会社ワッツ	代表 社員 社外監査役 社外取締役（監査等委員）
取締役	岩 辺 裕 昭	一般社団法人同族会社ガバナンス推進機構	理事
監査役	荻 田 倫 也	荻田倫也税理士事務所	代表
監査役	橋 本 薫	類法律会計事務所 メック株式会社 公益社団法人JEO・子どもに均等な機会を	代表 社外取締役（監査等委員） 理事

(注) 各社外取締役及び社外監査役が、役員等を兼務する他の各法人等と当社との間に特別な関係はありません。

### 2. 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等を除く。）及び各監査役は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

### 3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社の取締役、監査役、執行役員及び子会社役員を被保険者とする、役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとされています。ただし、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

#### 4. 社外役員に関する事項

##### (1) 社外役員の重要な兼職の状況等

重要な兼職の状況並びに当該兼職先との関係

「1.取締役及び監査役の重要な兼職の状況」に記載したとおり、各社外役員が役員等を兼務する法人等と当社との間に特別な関係はありません。

##### (2) 各社外役員の当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席及び発言の状況
取締役	田 辺 彰 子	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、公認会計士として財務及び会計の豊富な知見と経験に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等を期待したところ、独立した立場から適宜発言を行っております。
取締役	岩 辺 裕 昭	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、他社での取締役としてその職務経験と知見を活かした助言等を期待したところ、経験豊富な企業経営者の観点から適宜発言を行っております。
監査役	谷 村 正 之	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会14回のうち14回に出席し、財務及び会計に関する専門的な知見に基づき適宜発言を行っております。
監査役	荻 田 倫 也	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会14回のうち14回に出席し、財務及び会計に関する専門的な知見に基づき適宜発言を行っております。
監査役	橋 本 薫	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会14回のうち14回に出席し、財務及び会計、法律に関する専門的な知見に基づき適宜発言を行っております。

## 【会計監査人に関する事項】

### 1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### 2. 会計監査人の報酬等の額

区分	当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
当社	36	—
連結子会社	—	—
計	36	—

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、取締役、経理部・監査室等及び会計監査人からの情報収集や報告の聴取を通じ、前連結会計年度の監査実績、職務執行状況等を評価し、当連結会計年度の監査計画の内容、報酬見積りの算出根拠等について検討を加え、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### 3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人の独立性、審査体制及び監査処理能力その他の職務の遂行に関する体制を考慮し、解任又は不再任の決定を行う方針であります。

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### 4. 会計監査人と締結している責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結しておりません。

## 【業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況】

(業務の適正を確保するための体制)

当社グループは、取締役会において、業務の適正を確保するための体制につき、次のとおり決議しております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 取締役会は、取締役会規程に定められた付議・報告基準に則り会社の業務執行を決定しております。
  - (2) 代表取締役社長執行役員は、取締役会から委任された会社の業務執行を行うとともに、取締役会決議、社内規程に則り、職務を執行しております。
  - (3) 取締役会は、法令・定款及び社内規程等に基づいて、経営上の重要事項の決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督しております。
  - (4) 監査役は、法令・定款及び別に定める監査基準に基づいて、取締役の職務執行を監査しております。
  
2. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 使用人がとるべき行動基準・規範を示した「コンプライアンス行動指針」に基づき、適正な業務執行の徹底と監督を行うとともに、違反があった場合は、就業規則等に則り適正に処分いたします。
  - (2) コンプライアンス体制の充実・強化を推進するため、コンプライアンス委員会を設置しております。
  - (3) 業務執行部門から独立した監査室が、定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、代表取締役社長執行役員及び監査役に適宜報告しております。
  - (4) 研修を通じて、業務に必要な法令知識及び上記の行動規範を使用人へ周知徹底しております。
  
3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に関する情報については、法令及び文書取扱管理規程に基づき文書を作成するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧できる状態にして保存及び管理しております。
  
4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) リスク管理規程及び情報セキュリティ管理規程等に基づき、定期的に、内在するリスクに関する評価と管理を行い、継続的改善を図っております。
  - (2) 自然災害、その他、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある緊急事態に対する危機管理体制については、規程を整備し社内に周知徹底を図るとともに、重要な情報機器はデータセンターに預けて必要な二重化を果たし、業務体制の安全性を確保しております。
  
5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 当社は取締役会における意思決定の迅速化と業務執行責任の明確化を目的として執行役員制度を導入し、執行役員の職務範囲は、取締役会にて定め、その責任と権限を明確にしております。
  - (2) 代表取締役社長執行役員は、取締役及び執行役員等により構成している営業戦略会議を設置しております。
  - (3) 当社の業務執行意思決定機関である常務会は、取締役の職務執行が効率的に行うことができるように週1回開催し、重要事項は全て付議され、業務の進捗についても議論し、時宜を得た対策等も検討しております。

6. 次に掲げる体制その他の当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方に則り、当社を中核とした企業グループ全体の健全な発展を図り、可能な限り企業集団における情報の共有と業務執行の適正を確保することに努めます。

また、下記事項を踏まえた体制整備に努めます。

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(1) 監査役がその職務を補助するため、代表取締役社長執行役員と意見を交換し、代表取締役社長執行役員直轄の監査室の機能を強化する体制をとります。

(2) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを要請したときは、代表取締役社長執行役員との間で意見を交換し、専任となる適格な人事を行います。

8. 前号の使用人の取締役及び執行役員からの独立性に関する事項

現在、監査役がその職務を補助すべき専任の使用人は置いていませんが、使用人を置く場合には、取締役及び執行役員からの独立性を確保するため、当該使用人の人事に関しては、監査役会の意見を尊重して決定いたします。

9. 監査役がその職務を補助すべき専任の使用人を置く場合の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき専任の使用人を置く場合は、監査役傘下の独立した部署と位置づけ、当該使用人は、監査役の指揮命令に従うものとしたします。

10. 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

イ. 取締役及び執行役員並びに使用人が監査役に報告をするための体制

(1) 取締役及び執行役員並びに使用人は、法令が定める事項のほか、監査役の要請に応じて、会社の業務執行状況等を報告することとしております。

(2) 取締役及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合は、直ちに、代表取締役社長執行役員に報告するとともに、監査役に報告することとしております。

ロ. 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

(1) 子会社の取締役、監査役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅延なく当社の監査役会に報告するものとしたします。

(2) 子会社の取締役、監査役及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定・内部監査の実施結果を遅延なく当社の監査役会に報告するものとしたします。

(3) 子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の監査役会から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告及び情報提供を行うものとしたします。

11. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
監査役に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、社内に周知徹底いたします。また、報告者並びに報告内容によっては監査役の判断により、内部通報制度を適用することといたします。当社の内部通報制度では監査役も受付窓口となっており、通報した者が、通報したことによって不利益を受けないこと等、通報者の保護について規定しています。
12. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役職務の執行に係る費用については、毎期、申告に基づき予算措置を行っています。また、予算計上外の費用発生が見込まれる場合は、事前に報告を受け、監査役職務の執行に必要と判断されるものについては、追加費用として承認することとしております。
13. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
  - (1) 監査役会は、代表取締役社長執行役員と定期的に会合を持ち、監査上の重要問題について意見交換を行っております。
  - (2) 監査役は、内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて、内部監査部門に調査を求めています。
  - (3) 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めています。
14. 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
  - (1) 基本的考え方
    - ① 違法行為や反社会的行為に関わらないよう、基本的な法律知識、社会常識と正義感を持ち、常に良識ある行動に努めてまいります。
    - ② 社会の秩序又は安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然として対応し、一切関係を持ちません。また、反社会的勢力などから不当な要求を受けた場合、毅然とした態度で接し、金銭などを渡すことで解決を図ることはいたしません。
    - ③ 会社又は自らの利益を得るために、反社会的勢力を利用いたしません。
    - ④ 反社会的勢力及び反社会的勢力と関係のある取引先とは、いかなる取引も行いません。
  - (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
    - ① 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況  
人事総務部（総務課）が、この任に当たっております。
    - ② 外部の専門機関との連携状況  
大阪府企業防衛連合協議会の淀川ブロック地区会員となっております。
    - ③ 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況  
人事総務部（総務課）が、年3回当局の指導・研修を受けております。
    - ④ 対応マニュアルの整備状況  
コンプライアンス行動指針の中に規定しております。
    - ⑤ 研修活動の実施状況  
社内電子掲示板での啓蒙、全国会議を通じて徹底を図っております。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

#### 1. コンプライアンスに対する取組み

- (1) 管理本部長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を年2回開催し、当社におけるコンプライアンス上の課題とその対応策について議論しました。
- (2) 担当役員が全国所属長会議及び階層別研修等でコンプライアンスの重要性や意識の向上について講話し、全社への浸透を図りました。事業に係わる重要法令の一つである、中小受託取引適正化法（取適法）については、eラーニングや社内研修等により周知徹底、教育を行いました。
- (3) 各部門、事業所において当社の法令遵守に関する基本方針・行動基準を定めた「コンプライアンス行動指針」の輪読を実施しております。
- (4) 内部通報制度を設置しており、内部通報規程により、通報者が不利益を受けないよう、通報者を保護する体制を整備しております。

#### 2. リスク管理に対する取組み

- (1) リスク管理規程に基づき、代表取締役社長執行役員を委員長とする内部統制委員会を設置しております。
- (2) 重要な業務プロセスの確認、リスク度が高い業務の確認等に関して内部統制の評価計画を策定し、内部統制が十分機能するようウォークスルーや運用テスト等を実施しました。
- (3) 内部統制委員会は月1回開催し、運用状況や重点課題について報告・議論を行い、半期毎に取締役会へ報告しております。内部統制委員会にはオブザーバーとして常勤監査役が出席し、情報の共有を図っております。

#### 3. 取締役の職務執行体制

- (1) 取締役会規程に基づき、取締役会を12回（月1回）定時に開催するほか2回開催し、当事業年度は14回開催しました。
- (2) 取締役会は、社外取締役2名を含む取締役6名と社外監査役3名で運営しております。また、執行役員も出席し、積極的に意見を述べております。
- (3) 取締役会では、毎月取締役等が職務執行状況の報告を行い、取締役の相互において監督を行っております。
- (4) 実効性評価  
取締役会全体の実効性評価について全取締役、監査役の自己評価をベースに分析・評価を行いました。その結果を踏まえて、取締役会の実効性を高めるための改善に取り組んでおります。
- (5) 取締役会の専決事項を除く経営上の重要事項については常務会において決議を行い、意思決定の迅速化を図っております。
- (6) 常務会は週1回、営業戦略会議は月1回開催し、現場の課題・問題に対して、具体的な対策を協議し、重要案件に関しては取締役会で決定しております。

#### 4. 監査役の職務執行体制

- (1) 当社は、監査役3名を選任しており、1名の常勤監査役と2名の非常勤監査役（3名全員が社外監査役）により監査役会を構成しております。
- (2) 取締役会には監査役全員が、常務会を含む重要な会議には常勤監査役が出席し、積極的に意見を述べております。
- (3) 月1回、監査役及び社外取締役のみをメンバーとする情報及び意見交換会を実施し、当社の事業及びコーポレートガバナンスに関する事項等について自由に議論を行っており、監査役と社外取締役の連携を図っております。
- (4) 会計監査人とは往査の都度、情報交換、意見交換等を行い、期中レビュー及び期末監査終了時に、意見交換を行いました。
- (5) 内部監査部門である監査室とは随時報告を含め意見交換を実施し、緊密な連携を行っております。

**【会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針】**

該当事項はございません。

【連結貸借対照表】(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
<b>流動資産</b>	<b>29,614</b>	<b>流動負債</b>	<b>21,507</b>
現金及び預金	7,894	買掛金	17,437
受取手形及び売掛金	15,948	短期借入金	20
商品	3,867	1年内返済予定の長期借入金	47
未収入金	1,829	リース債務	63
その他	79	未払金	395
貸倒引当金	△4	未払費用	1,912
<b>固定資産</b>	<b>11,496</b>	未払法人税等	688
<b>有形固定資産</b>	<b>6,533</b>	賞与引当金	785
建物及び構築物	3,956	その他	157
機械装置及び運搬具	63	<b>固定負債</b>	<b>2,633</b>
工具、器具及び備品	180	長期借入金	16
土地	2,324	リース債務	155
建設仮勘定	10	役員退職慰労引当金	220
<b>無形固定資産</b>	<b>188</b>	資産除去債務	779
のれん	35	退職給付に係る負債	1,314
ソフトウェア	125	その他	146
その他	27	<b>負債合計</b>	<b>24,140</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,775</b>	純資産の部	
投資有価証券	1,496	<b>株主資本</b>	<b>15,903</b>
関係会社株式	95	資本金	1,305
退職給付に係る資産	297	資本剰余金	1,247
差入保証金	2,039	利益剰余金	14,826
繰延税金資産	739	自己株式	△1,476
その他	117	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,067</b>
貸倒引当金	△11	その他有価証券評価差額金	438
<b>資産合計</b>	<b>41,111</b>	退職給付に係る調整累計額	629
		<b>純資産合計</b>	<b>16,970</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>41,111</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

【連結損益計算書】(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		129,321
売上原価		104,938
<b>売上総利益</b>		<b>24,383</b>
販売費及び一般管理費		20,567
<b>営業利益</b>		<b>3,815</b>
営業外収益		
受取利息	13	
受取配当金	16	
受取賃貸料	10	
雑収入	20	62
営業外費用		
支払利息	3	
賃貸費用	0	
雑損失	2	6
<b>経常利益</b>		<b>3,871</b>
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>3,871</b>
法人税、住民税及び事業税	1,101	
法人税等調整額	△36	1,065
<b>当期純利益</b>		<b>2,806</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		—
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>2,806</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

【連結株主資本等変動計算書】（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,305	1,240	12,882	△1,496	13,932
当期変動額					
剰余金の配当			△862		△862
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,806		2,806
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		7		20	27
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	7	1,944	20	1,971
当期末残高	1,305	1,247	14,826	△1,476	15,903

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	333	210	544	14,476
当期変動額				
剰余金の配当				△862
親会社株主に帰属する 当期純利益				2,806
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				27
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	104	418	522	522
当期変動額合計	104	418	522	2,494
当期末残高	438	629	1,067	16,970

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 【連結注記表】

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の状況
  - ・連結子会社の数 1社
  - ・連結子会社の名称 寿屋商事株式会社
- ② 主要な非連結子会社の状況
  - ・非連結子会社の数 1社
  - ・非連結子会社の名称 ウェルユー・フード株式会社

#### (連結の範囲からのぞいた理由)

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社  
該当事項はありません。
- ② 持分法を適用していない非連結子会社又は連結会社  
ウェルユー・フード株式会社  
持分法を適用しない非連結子会社は小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 会計方針に関する事項

- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
  - a. 有価証券
    - イ. 関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
    - ロ. その他有価証券
      - ・市場価格のない株式等以外のもの  
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
      - ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。
  - b. 棚卸資産
    - ・商品 主として月次総平均法による原価法  
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
  - a. 有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建物及び構築物 6年～50年
  - b. 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法を採用しております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
  - c. リース資産
    - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

a. 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

b. 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

c. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金につきまして、2024年6月26日開催の定時株主総会にて退職慰労金制度を廃止し新たに譲渡制限付株式の付与を決議いたしました。これに伴い、引き続き在任中の役員の退職慰労金については、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

a. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である寿屋商事株式会社の決算日は1月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用しております。

b. 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

連結子会社は退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時に費用処理を行っております。数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

c. のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法によっております。

d. 収益及び費用の計上基準

当社グループは、ホテル・レストラン・居酒屋・事業所給食等の外食業態、病院・高齢者施設等のヘルスケアフード業態及びテイクアウト・デリバリー等の中食業態に対する食品卸売業を主な事業内容とし、プライベートブランド商品（PB商品）の開発・販売も行っております。

これらの商品の販売については商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品の引渡時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。取引の対価は履行義務を充足してから3ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

## 2. 重要な会計上の見積り

### (1) 繰延税金資産の回収可能性

#### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
繰延税金資産（繰延税金負債相殺前）	1,441
評価性引当額	△373
繰延税金資産（繰延税金負債相殺前・評価性引当額控除後）	1,067

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### イ. 算出方法

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第26号）で示されている会社分類の判定を行い、将来減算一時差異に対して、スケジューリングによる将来加算一時差異との相殺見込額及び将来の収益力に基づく課税所得見積額に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

なお、課税所得の見積りは、取締役会により承認された事業計画を基礎としております。

##### ロ. 主要な仮定

課税所得の見積りに用いた主要な仮定は、外食業態を中心とした売上高の見込みであります。

当社グループの主要取引先である外食産業においては、メニュー単価の改訂等による客単価のアップ、大阪・関西万博の開催と過去最高の訪日外国人等が外食需要を喚起し、市場は堅調に拡大しました。しかしながら、原材料価格、エネルギー費、物流費、人件費等の高騰とメニュー価格の更なる上昇、深刻な人手不足等のマイナス要因も顕在化しており、今後の消費動向は極めて流動的な経営環境です。そのため、足元の業績状況及び現下の経営環境を踏まえ、見積りを行っております。

##### ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記の仮定は、外食業態の消費行動の変化を踏まえた最善の見積りによって決定されておりますが、外部環境や市況の変化等により影響を受ける可能性があるため、売上高見込みが変動することに伴い課税所得の見積額が変動し、回収可能な繰延税金資産の金額が変動する可能性があります。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 有形固定資産の減価償却累計額

7,745百万円

### (2) 圧縮記帳額

収用等により取得した有形固定資産の取得価額から、控除している圧縮記帳額は1,278百万円であります。

### (3) 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 9,255,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月20日 取締役会	普通株式	472	57	2025年3月31日	2025年6月6日
2025年11月10日 取締役会	普通株式	390	47	2025年9月30日	2025年12月8日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年5月20日 取締役会	普通株式	456	利益剰余金	55	2026年3月31日	2026年6月5日

#### 5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、現在、定期預金を中心とした短期運用を基本としております。

一方、中長期的な資金運用についての取組みも必要に応じて行っており、その場合は、取締役会で検討し、リスクを認識した上で、運用しております。

資金調達については、自己資本を基本としており、必要に応じて金融機関からの借入れを実施しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は次表に含めておりません。

また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(*)	時 価(*)	差額
① 投資有価証券 その他有価証券	1,452	1,452	-
② 差入保証金	2,039	1,709	△330
③ 長期借入金 (1年内返済予定の 長期借入金を含む)	(64)	(62)	(△1)

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	957	—	—	957
その他	—	494	—	494

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	1,709	—	1,709
長期借入金 (1年内返済予定の 長期借入金を含む)	—	(62)	—	(62)

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

① 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

その他は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

② 差入保証金

これらの時価は、その将来キャッシュ・フローを合理的に算出した利率を用いて割引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

③ 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## 7. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	常温食品	冷蔵食品	冷凍食品	酒類	非食品	倉庫業	合計
北日本地区	2,601	513	3,471	36	199	—	6,822
関東地区	11,021	6,179	16,468	187	971	—	34,828
東海北陸地区	3,575	901	5,641	29	97	—	10,244
関西地区	19,700	4,482	28,799	236	784	—	54,003
中四国地区	3,964	882	7,380	40	157	—	12,425
九州地区	3,124	700	5,945	59	156	—	9,986
その他	384	124	203	48	76	—	838
顧客との契約から生じる収益	44,371	13,784	67,912	638	2,443	—	129,150
その他の収益	—	—	—	—	—	171	171
外部顧客への売上高	44,371	13,784	67,912	638	2,443	171	129,321

(注) その他の収益は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく不動産賃貸収入であります。

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「(3)④d.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 2,044円50銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 338円34銭   |

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はございません。

【貸借対照表】(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>29,334</b>	<b>流動負債</b>	<b>21,291</b>
現金及び預金	7,846	買掛金	17,319
受取手形及び売掛金	15,774	リース債務	63
商品	3,815	未払金	384
未収入金	1,822	未払費用	1,906
その他	78	未払法人税等	686
貸倒引当金	△3	賞与引当金	780
<b>固定資産</b>	<b>11,460</b>	その他	151
<b>有形固定資産</b>	<b>6,526</b>	<b>固定負債</b>	<b>3,152</b>
建物	2,646	リース債務	155
建物附属設備	1,226	退職給付引当金	1,929
構築物	82	役員退職慰労引当金	220
機械及び装置	58	資産除去債務	779
車両運搬具	0	その他	67
工具、器具及び備品	179	<b>負債合計</b>	<b>24,443</b>
土地	2,324	<b>純資産の部</b>	
建設仮勘定	10	<b>株主資本</b>	<b>15,912</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>152</b>	<b>資本金</b>	<b>1,305</b>
ソフトウェア	125	<b>資本剰余金</b>	<b>1,247</b>
その他	27	資本準備金	1,233
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,780</b>	その他資本剰余金	14
投資有価証券	1,496	<b>利益剰余金</b>	<b>14,835</b>
関係会社株式	171	利益準備金	154
差入保証金	2,039	その他利益剰余金	14,681
破産更生債権等	8	別途積立金	4,600
繰延税金資産	994	繰越利益剰余金	10,081
その他	80	<b>自己株式</b>	<b>△1,476</b>
貸倒引当金	△11	<b>評価・換算差額等</b>	<b>438</b>
<b>資産合計</b>	<b>40,794</b>	その他有価証券評価差額金	438
		<b>純資産合計</b>	<b>16,350</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>40,794</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

【損益計算書】(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		127,663
売上原価		103,606
<b>売上総利益</b>		<b>24,057</b>
販売費及び一般管理費		20,266
<b>営業利益</b>		<b>3,790</b>
営業外収益		
受取利息	13	
受取配当金	16	
受取賃貸料	10	
雑収入	20	61
営業外費用		
支払利息	2	
賃貸費用	0	
雑損失	2	5
<b>経常利益</b>		<b>3,847</b>
<b>税引前当期純利益</b>		<b>3,847</b>
法人税、住民税及び事業税	1,094	
法人税等調整額	△36	1,057
<b>当期純利益</b>		<b>2,789</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

【株主資本等変動計算書】（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,305	1,233	6	1,240	154	4,600	8,154	12,908
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△862	△862
自己株式の取得								
自己株式の処分			7	7				
当期純利益							2,789	2,789
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	-	-	7	7	-	-	1,927	1,927
当期末残高	1,305	1,233	14	1,247	154	4,600	10,081	14,835

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,496	13,958	333	333	14,291
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△862			△862
自己株式の取得	△0	△0			△0
自己株式の処分	20	27			27
当期純利益		2,789			2,789
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）			104	104	104
事業年度中の変動額合計	20	1,954	104	104	2,058
当期末残高	△1,476	15,912	438	438	16,350

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 【個別注記表】

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式……………移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品……………月次総平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物 6～50年

建物附属設備 6～20年

無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）によっております。

リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (4) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与支給に充てるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、事業年度末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付見込額の期間帰属方法は、期間定額基準によっており、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することといたしております。未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金につきまして、2024年6月26日開催の定時株主総会にて退職慰労金制度を廃止し新たに譲渡制限付株式の付与を決議いたしました。これに伴い、引き続き在任中の役員の退職慰労金については、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

## (5) 収益及び費用の計上基準

当社は、ホテル・レストラン・居酒屋・事業所給食等の外食業態、病院・高齢者施設等のヘルスケアフード業態及びテイクアウト・デリバリー等の中食業態に対する食品卸売業を主な事業内容とし、プライベートブランド商品(P B商品)の開発・販売も行っております。

これらの商品の販売については商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品の引渡時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから3ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

## 2. 重要な会計上の見積り

### (1) 繰延税金資産の回収可能性

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
繰延税金資産（繰延税金負債相殺前）	1,603
評価性引当額	△373
繰延税金資産（繰延税金負債相殺前・評価性引当額控除後）	1,229

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### イ. 算出方法

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第26号）で示されている会社分類の判定を行い、将来減算一時差異に対して、スケジューリングによる将来加算一時差異との相殺見込額及び将来の収益力に基づく課税所得見積額に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

なお、課税所得の見積りは、取締役会により承認された事業計画を基礎としております。

##### ロ. 主要な仮定

課税所得の見積りに用いた主要な仮定は、外食業態を中心とした売上高の見込みであります。

当社の主要取引先である外食産業においては、メニュー単価の改訂等による客単価のアップ、大阪・関西万博の開催と過去最高の訪日外国人等が外食需要を喚起し、市場は堅調に拡大しました。しかしながら、原材料価格、エネルギー費、物流費、人件費等の高騰とメニュー価格の更なる上昇、深刻な人手不足等のマイナス要因も顕在化しており、今後の消費動向は極めて流動的な経営環境です。そのため、足元の業績状況及び現下の経営環境を踏まえ、見積りを行っております。

##### ハ. 翌事業年度の計算書類に与える影響

上記の仮定は、外食業態の消費行動の変化を踏まえた最善の見積りによって決定されておりますが、外部環境や市況の変化等により影響を受ける可能性があるため、売上高見込みが変動することに伴い課税所得の見積額が変動し、回収可能な繰延税金資産の金額が変動する可能性があります。

### 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権	13百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	7,715百万円

#### (3) 圧縮記帳額

収用等により取得した有形固定資産の取得価額から、控除している圧縮記帳額は1,278百万円です。

(4) 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	217百万円
------------	--------

### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	954,396株
------	----------

### 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別内訳

未払事業税	47百万円
退職給付引当金	607百万円
賞与引当金	245百万円
減損損失	140百万円
役員退職慰労引当金	69百万円
減価償却超過額	142百万円
資産除去債務	245百万円
会員権評価損	5百万円
投資有価証券評価損	13百万円
貸倒引当金	3百万円
その他	82百万円
小計	1,603百万円
評価性引当額	△373百万円
繰延税金資産合計	1,229百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△44百万円
その他有価証券評価差額金	△189百万円
繰延税金負債合計	△234百万円
繰延税金資産の純額	994百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記  
 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員の近親者	尾家 亮	—	当社最高顧問	(所有) 間接 3.6	—	顧問料の 支払い (注)	11	—	—

(注) 顧問料の支払いについては最高顧問としての経営全般に関する助言の他、  
 主要取引先や業界内での社外活動等に対する対価として両者協議の上、決定しております。

8. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報  
 連結注記表と同一であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,969円81銭  
 (2) 1株当たり当期純利益 336円26銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はございません。

## 【連結計算書類に係る会計監査報告書】

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

尾家産業株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 後 藤 英 之  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 栗 原 裕 幸  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、尾家産業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、尾家産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 【計算書類に係る会計監査報告書】

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

尾家産業株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 後 藤 英 之  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 栗 原 裕 幸  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、尾家産業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 【監査役会の監査報告書】

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第66期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項についてはEY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月19日

尾家産業株式会社 監査役会  
社外監査役（常勤） 谷村正之 ㊞  
社外監査役 荻田倫也 ㊞  
社外監査役 橋本 薫 ㊞

以上